

国民生活審議会 消費者安全に関する検討委員会 第1回施設・設備ワーキンググループ  
議事要旨

日時：平成20年11月21日（金）10時～11時35分

場所：三田共用会議所 3階 第3特別会議室

出席者：（ワーキンググループ委員等）

向殿主査、佐藤委員、鶴岡委員、中村委員、廣瀬委員、山上委員、中川委員、  
原委員

（事務局）

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他  
（関係省庁等）

国土交通省 井上住宅局建築指導課長

（独）国民生活センター 角村商品テスト部危害情報室長、上原相談部参事役

概要：

1 開会

2 施設・設備分野における事故について関係省庁等より説明及び質疑応答等

国土交通省より東京都港区シティハイツ竹芝のエレベーター事故の概要・対応等について説明を行うとともに、施設・設備分野における最近の事故事例について（独）国民生活センターから説明を行い、質疑応答等。

各委員からの主な指摘事項等

- ・定期検査・報告制度に基づく報告の基準はどのようになっているのか。ヒヤリハットなどの情報も報告対象に入るのか。
- ・身体への損害がない火事・財産損害なども報告の対象に入るのか。
- ・エレベーターについては、製造業者、設置業者、所有者、修理業者など、関係者が多いが、事故情報の共有についてはどのように考えているのか。
- ・定期点検の実施状況はどのようになっているのか。また、それを確認する担保はあるのか。
- ・定期検査の報告の義務付けだけでなく、事故情報の報告の義務づけが必要ではないか。
- ・定期検査・報告制度により報告されたナマ情報を収集するとともに公表することを考えてはどうか。
- ・今回の事故機の製造事業者からの情報収集はできているのか。また、事故情報の調査・分析体制はどのようになっているのか。
- ・事故の原因究明には、当該事故機の事業者の他、同業他社での事故事例の収集など、業界団体の協力も必要ではないか。
- ・今回の事故の原因は判明しているのか。また、今回の対策はどのように検討して

いるのか。

- ・事故原因に関し、警察が有する情報はどのように主務官庁に提供されているのか。
- ・事故原因の分析には現物の解析等が重要であり、原因究明を責任追及より優先すべきではないか。
- ・警察・消防との情報共有を進めるべきではないか。
- ・今回の事故は、消費者安全総括官制度の中ではどのように扱われるのか。
- ・公共施設で発生した事故情報についての報告はどのようになっているのか。
- ・公共施設で発生した事故の情報は共有、周知されていないと思うので、集約されるようにすべきではないか。
- ・司法の問題ではあるが、示談となった場合、事故の内容を公表しないことが多く、何らかの工夫が必要ではないか。
- ・危害情報は病院から多く報告されており、病院の情報を収集することは有効ではないか。
- ・国民生活センターから公表される情報は、ホームページを見たり、記事になれば分かるが、一般の方が見られるようにできないか。
- ・国民生活センターによる事故の現場・現物の確認はどのようになっているのか。
- ・国民生活センターによる事故調査には専門性が必要と考えるが、現在の調査体制は十分か。

### 3 今後の検討の論点につき意見交換

施設・設備ワーキンググループにおける今後の検討の論点について事務局から説明を行い、意見交換。

各委員からの主な意見

- ・情報収集に関して、警察・消防が有する情報の取り扱いについても論点に加えるべきではないか。
- ・振り込め詐欺対策などは、警察と金融庁が連携していると思われるので、事故情報についても警察と連携を図ることができるのではないか。
- ・事故の調査・分析についても項目としてたてるべきではないか。
- ・「消費者目線からの事故原因の究明」との部分については、事故の原因を誤使用と判断する事例が多く、使用実態に基づいた調査を行うことが重要ではないか。
- ・安全基準については、消費者庁が全体の統一的な考えを示し、各省庁がこの考え方に基づく基準を定めると共に、統一的な基準が「すき間」に対応できることが望ましいのではないか。

### 4 閉会

以 上

(配布資料)

資料1 「消費者安全に関する検討委員会」施設・設備ワーキンググループ委員名簿

資料2 国土交通省提出資料

資料3 (独)国民生活センター提出資料

資料4 今後の検討の論点(案)

参考資料 第20次国民生活審議会「国民における安全・安心の確保策に関する検討委員会」第1回会議資料

- \* 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
- \* 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者安全課

電話：03 - 3581 - 7735